

ご利用ください！ 人間ドック・脳ドックの費用助成

対象

次の要件を全て満たす方

● 寄居町国民健康保険に加入されている方

- ① 寄居町国民健康保険の加入日から継続して1年を経過した方
- ② 受診日当日35歳以上の方
- ③ 国民健康保険税を完納、または完納見込みの方

● 後期高齢者医療制度に加入されている方

- ① 受診日当日に埼玉県後期高齢者医療制度の加入者で、町内に住民票のある方
- ② 後期高齢者医療保険料を完納、または完納見込みの方

助成額 **3万5,000円**

※特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診された方は人間ドックの助成は受けられません。

受診期間 **令和9年3月31日(水)まで**

受診方法

- ① 受診する方が医療機関に仮予約
 - ② 町民課に「利用証明書」を申請
(持ち物:マイナンバーカード等本人確認書類)
 - ③ ドック受診時に「利用証明書」を医療機関へ提出
- ※利用証明書は必ず受診前に申請してください。受診後の助成は受けられません。

ドック受診医療機関

人間ドック	脳ドック	医療機関名	所在地	電話番号
○		藤間病院	熊谷市末広2-137	☎524-0146
○		熊谷生協病院	熊谷市上之3854	☎524-3841
○	○	籠原病院	熊谷市美土里町3-136	☎532-6747
○	○	熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1	☎521-7141
○		ティーエムクリニック健診センター	熊谷市三ヶ尻48	☎533-8837
○	○	埼玉慈恵病院	熊谷市石原3-208	☎521-0321
	○	関東脳神経外科病院	熊谷市代1120	☎521-3133
	○	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井1696	☎536-9911
	○	中央脳神経外科	熊谷市中央1-142	来院予約
○	○	深谷寄居医師会メディカルセンター	深谷市上柴町西3-6-1	☎572-2411
○	○	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	☎571-1511
○		川本メディカルクリニック	深谷市武川128	☎583-7777
	○	磯部クリニック	深谷市新井926	☎575-1131
	○	いしばし脳神経内科クリニック	深谷市宿根1430-2	☎598-7878
○	○	小川赤十字病院	小川町小川1525	☎0493-72-2333
○		野崎医院	小川町青山1439	来院予約
○		瀬川病院	小川町大塚30-1	☎0493-72-0328
○		大野クリニック	小川町小川491-2	☎0493-74-1868
○		本庄総合病院	本庄市北堀1780	☎0495-22-6111
○		埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷38	☎049-276-1550
○	○	皆野病院	皆野町皆野2031-1	☎0494-62-6300
○		埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721	☎0493-23-1221

町民課 ☎581・2121 ● 国民健康保険 ☎内線113~115 ● 後期高齢者医療制度 ☎内線111・112



結婚新生活支援事業補助金

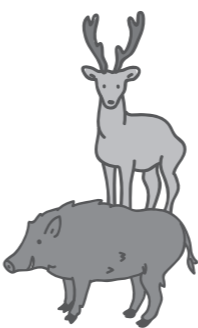
町では、結婚に伴い新たに生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅取得費、賃料、リフォーム費用、引っ越し費用等を補助します。

▼申請期間／4月16日(木)～令和9年3月31日(水)

▼対象要件

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日に入籍した世帯
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 新生活を始める住宅が町内にあり、申請日において夫婦の双方、または一方が当該住宅の住所に住民登録をしていること
- 夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること
- ▼補助上限金額
- 夫婦の年齢がいずれも29歳以下の世帯 → 60万円
- 右記以外の世帯 → 30万円

町企画財政課 ☎581・2121 内線461



狩猟免許取得費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害防止および町民の生活環境を保全するため、新たに狩猟免許を取得した方に対して、費用の一部を補助します。

▼対象／次の①と②の要件を満たす方

- ① 町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した方
- ② 町が実施する野生鳥獣駆除事業に従事する意思のある方

▼補助対象免許／わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許

▼補助対象費用／① 狩猟免許講習教材費 ② 狩猟免許申請手数料 ③ 狩猟免許申請に係る診断書費用 ④ 申請用写真代

※ 狩猟免許の再取得、更新等は補助対象外です。

▼ 補助率／免許取得に要した費用の2分の1以内(上限6000円)

▼ 申し込み／狩猟免許の取得後に、補助金交付申請書を提出してください。添付書類等の詳細はお問い合わせください。免許取得後は、寄居猟友会への加入をお願いします。

※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

町産業振興企業誘致課 ☎581・2121 内線403



電気柵等の購入費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。

▼対象／次の①または②の要件を満たす方

- ① 町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する農業者の方
- ② 町内に住所を有し、野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等

▼補助対象費用／① 電気柵や防護柵の購入費用 ② 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり(山林の下刈り、荒廃農地の整備等)に要する費用(燃料・消耗品代、機器購入費および使用料)

▼ 補助率／事業に要する費用の2分の1以内(上限額3万円)

※ 100円未満切り捨て

▼ 申し込み／事業実施前に、補助金交付申請書の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

町産業振興企業誘致課 ☎581・2121 内線403

町①、②子育て支援課 ☎581・2121 内線204

③～⑤福祉課 ☎581・2121 内線125

手当名	月額		
① 児童扶養手当	全額支給	48,050円	
	一部支給	48,040円～11,340円	
	第2子以降加算額	全額支給	11,350円
		一部支給	11,340円～5,680円
② 特別児童扶養手当	1級	58,450円	
	2級	38,930円	
③ 障害児福祉手当		16,560円	
④ 特別障害者手当		30,450円	
⑤ 経過的福祉手当		16,560円	

4月からの児童扶養手当等の各手当(月額)は、表のとおりです。

手当額改定のお知らせ